

国民保護法が成立しました

武力攻撃事態等において国民の生命・身体・財産を守る

平成十五年六月、「武力攻撃事態対処法」が成立しました。

この法律は、我が国が武力攻撃等を受けたときの対処に関する基本理念、
国・地方公共団体の責務などを定めた基本法です。

この法律によって、武力攻撃等の緊急事態への対処に関する制度の基礎が確立しました。
今回成立した「国民保護法」は、「武力攻撃事態対処法」の基本的枠組みの下で整備された

個別の法制であり、武力攻撃事態等において国民の生命、身体及び財産を保護し、
武力攻撃に伴う被害を最小にすることができるよう

国や地方公共団体等の役割分担やその具体的な措置が規定されています。

Points

国民保護法とは

- 1 武力攻撃事態等において、国民の生命・身体及び財産の保護を図ることを目的としています
- 2 武力攻撃事態等における国、地方公共団体、指定公共機関等の責務や役割分担を明確にし、国の方針の下で、国全体として万全の措置を講ずることができるようにしています
- 3 住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置等について、その具体的な内容を定めています
- 4 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、国民の基本的人権の尊重に十分な配慮がなされます

有事法制とは
武力攻撃事態等に対処するための態勢を整備

有事法制の必要性

冷戦終結後、世界的な規模の武力紛争が発生する可能性は低くなりました。しかし、民族や宗教の相違などに基づく紛争など、複雑で多様な地域紛争が頻発しています。平成十三年に起きた米国同時多発テロや日本近海における武装不審船の出現などは、国民に不安を与えるとともに、新たな危険に備えることの重要性を再認識させました。国家の緊急事態に隙間なく対処できる態勢の整備は、ますます重要になってきています。

武力攻撃事態を含め、国家の緊



九州南西沖に現れた武装不審船(平成13年12月)

急事態に対処することができるように必要な備えをしておくことは、独立国家としての当然の責務です。武力攻撃事態に対処するための態勢整備は、外部からの武力攻撃という国家にとって最も重大な事態

に備えるという意味で、国家の緊急事態への対処の基礎をなすものといえます。

武力攻撃事態対処法の成立

平成十五年六月に、武力攻撃事態対処法「安全保障会議設置法の一部改正法」「自衛隊法等の一部改正法」の有事関連三法が、与野党の幅広い賛成の下で成立しました。この「武力攻撃事態対処法」の成立によって、有事への対処に関する制度の基礎が確立したことに

なります。

「武力攻撃事態対処法」は正式名称は「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」は、有事法制の基本的枠組みを示した法律です。武力攻撃が発生したときの対処に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務などの基本となる事項を定め、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備するとともに、これらの事態への対処にいう必要になる個別法制の整備に関する事項を定めています。

国民保護法の制定に向けて

地方公共団体などの意見を積極的に聴く

事態対処法制の整備

「武力攻撃事態対処法」は、有事法制の基本的な枠組みを示した、いわばプログラム法といえるものであり、この基本的枠組みに沿って、武力攻撃事態等への対処に必要となる法制(事態対処法制)を総合的かつ計画的に整備していかねばなりません。

「武力攻撃事態対処法」では、「事態対処法制」として、次のような措置を講じるための法制を整備することがとられています。

国民の生命等の保護、国民生活等への影響を最小にするための措置
自衛隊の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置等
米軍の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置

このうち、に当たるものが「国民保護法制」であり、広く国民の意見を求め、迅速かつ集中的に法制整備を推進するために、内閣に「国民保護法制整備本部」(本部長は内閣官房長官)を置くことが定められました(第二十四条)。また、「武力攻撃事態対処法」の衆議院審議における附帯決議では、「国民

武力攻撃事態等への対処に関する法制の全体像

第156回国会で成立した法律

- 武力攻撃事態対処法**
総則
武力攻撃事態等への対処のための手続等
武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備
- 1 事態対処法制の整備に関する基本方針
・国際人道法の的確な実施を確保
 - 2 事態対処法制の整備
国民の生命等の保護、国民生活等への影響を最小にするための措置
自衛隊の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置等
米軍の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置
 - 3 事態対処法制の計画的整備
 - 4 国民保護法制整備本部
その他の緊急事態のための措置

今国会で成立した法律及び承認された条約

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
- 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律
- 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律
- 1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)
- 1949年8月12日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)
- 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
- 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定
- 自衛隊法の一部を改正する法律

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律

安全保障会議設置法改正
事態対処に係る安全保障会議の役割を明確化・強化

自衛隊法改正
展開予定地域における防御施設の構築等自衛隊の行動及び権限に関する規定を整備するとともに、関係法律の適用除外等特例措置を定め、自衛隊の行動を円滑化

の保護のための法制の整備は、武力攻撃事態対処法の施行の日から一年以内を目標として実施することとされました。

国民保護法制整備本部を設置

武力攻撃事態等においては、地方公共団体や指定公共機関等は、住民の避難・救援などで重要な役割を担います。国民保護法制の整備は、国民保護法制整備本部が中心になって、地方公共団体や関係する民間機関等の意見を十分に聴きながら進められてきました。

具体的には、政府において、平成

十四年から、国民保護法制の輪郭「概要」「要旨」を順次公表し、節目節目において地方公共団体や関係する民間機関等に説明し、意見を聴いてきました。特に、国民保護法制整備本部においては、平成十五年八月、「要旨」の取りまとめに当たり、あらかじめ関係閣僚と都道府県知事が意見交換会を行うとともに、「要旨」公表後の十二月にも、都道府県知事との意見交換会をはじめとして、地方公共団体、民間機関の代表者や有識者との意見交換を行ってきました。

これらの意見交換会等においては、出された意見の多くについては、

政策フラッシュ

Key Word

武力攻撃事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成十五年六月六日に成立し、同月十三日に施行された。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。国民保護法の衆議院の審議における修正により緊急対処事態に關して、対処方針・対策本部の設置等に係る規定、緊急対処事態の認定についての国会の事後承認に係る規定、国会が緊急対処事態への対処措置を終了すべきことを議決した場合における当該措置の終了に係る規定などが設けられた。

国民保護法制整備本部

武力攻撃事態対処法第二十四条に基づいて内閣に設置された。内閣官房長官を整備本部長とし、内閣総理大臣を除く整備本部長以外のすべての内閣大臣が整備本部員となっている。国民の保護のための法制の整備に関する総合調整、必要な法律案の立案、地方公共団体その他の関係団体及び関係機関との連絡調整などを行う。平成十五年六月二十七日に第一回会議が開催され、法案の閣議決定までに計四回開催された。

実際に法案に反映されたところですが、その主な内容については、次のとおりです。

- ・国の基本指針において、想定される武力攻撃の種類等について示すこととしたこと
 - ・都道府県知事が、緊急通報や退避の指示、警戒区域の設定ができるようにするなど、都道府県知事の権限を強化したこと
 - ・原子力発電所等の生活関連等施設の周辺対策や放射能汚染等に関して内閣総理大臣及び指定行政機関等が行う措置を新たに盛り込んだこと
 - ・大規模テロ等の緊急対処事態についても、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に準じた措置を講ずることができるようにしたこと
 - ・自衛隊の国民保護等派遣に関し、一定の場合に市町村長が防衛庁長官に直接連絡を行えるようにしたこと
 - ・指定公共機関の国民の保護に関する業務計画について、「要旨」では、内閣総理大臣への協議」とされていたものを「報告」に改め、内閣総理大臣が必要な「助言」を示すことができることとしたこと
- このようなかで、地方公共団体においては、国民保護法制に対する関心が高まってきたっており、これまで、国民保護法制に関する各種のフォーラムや意見交換会が開催されてきています。

国民保護法に関する検討及び説明会の経緯

| | | |
|-------|--------|---|
| 平成14年 | 11月11日 | 衆議院事態対処特別委員会の理事懇談会において、「国民の保護のための法制について(輪郭)」を提出 |
| 平成15年 | 4月18日 | 衆議院事態対処特別委員会において、地方公共団体等の意見を踏まえて取りまとめた「国民の保護のための法制について(概要)」を再度提出 |
| | 6月27日 | 国民保護法制整備本部第1回会議 今後の方針を検討 |
| | 8月7日 | 都道府県知事との意見交換会 内閣官房長官、総務大臣、国土交通大臣、防衛庁長官ほか出席 |
| | 11月21日 | 国民保護法制整備本部第2回会議 法制の「要旨」を決定 |
| | 11月28日 | 全国市長会 法制の「要旨」について説明 |
| | 12月1日 | 都道府県知事との意見交換会 内閣官房長官、有司法制担当大臣、総務大臣、防衛庁長官ほか出席 |
| | 12月18日 | 関係機関・団体及び有識者との意見交換会 有司法制担当大臣が経営者団体、労働団体、事業者団体、ジャーナリスト、大学教授等と意見交換 |
| | 12月26日 | 国民保護法制整備本部第3回会議 法案作成に当たっての考え方を決定 |
| 平成16年 | 2月2日 | 都道府県国民保護法制担当部長会議 法制の「要旨」公表以降の検討事項(その他法制を含む)について説明 |
| | 2月5日 | 民間機関等への説明会 関係する民間機関等に法制の「要旨」公表以降の検討事項(その他法制を含む)について説明 |
| | 2月24日 | 国民保護法制整備本部第4回会議 法案「要綱(案)」を決定。その他法制の概要を説明 |

国民保護法の概要 国民の避難・救援・被害を最小限にするための措置

平成十六年六月十四日に、「国民保護法」(正式名称は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」)が可決・成立しました。公布の日(六月十八日)から起算して三か月以内の政令で定める日から施行されます。

以下、その概要を紹介します(全文については、首相官邸ホームページをご覧ください)。URLは18ページに掲載されています。

〔総則〕

国・地方公共団体の責務

国は、国民の安全を確保するために、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

(国民の保護に関する基本指針)を定めるとともに、国民の保護のための措置を実施します。また、地方公共団体は、この国の方針に基づいて、その区域における国民の保護のための措置を総合的に推進します。

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、確・迅速な実施に万全を期さなければなりません。

国民の協力

この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請された場合、国民は必要な

国民の保護に関する基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関する基本的な方針や、国、地方公共団体、指定公共機関等が計画又は業務計画を定める際の基準となるべき事項などについて定めるもの。内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定後、国会に報告する。地方公共団体をはじめとする関係者の意見を聴きながら、国民保護法の施行後、できる限り早期に策定することになっている。

指定公共機関

公共的機関及び公益的事業を営む法人の中から政令で指定される。武力攻撃事態対処法第二条第六号では、「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの」と定義されている。

指定地方公共機関

都道府県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路、公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて、都道府県知事が指定するもの。

武力攻撃事態等対策本部

内閣総理大臣が、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針に係る対処措置を実施するために、閣議にかけて臨時に内閣に設置するもの。対策本部長は内閣総理大臣、対策本部長は対策本部長及び対策副本部長以外のすべての国務大臣。

協力を行うように努めるものとしています。具体的には、住民の避難や被災者の救援の援助、消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助、保健衛生の確保に関する措置の援助、避難に関する訓練への参加です。ただし、これらへの協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、義務ではありません。

配慮事項

国民の保護のための措置を実施するに当たっては、次のことなどに配慮することとしています。

・国民に対する正確な情報の適時・適切な方法による提供

・基本的人権の尊重

・国民の保護のための措置の実施に伴う損失補償、不服申立て及び訴訟の迅速な処理

・日本赤十字社の自主性の尊重、放送事業者の言論の自由への配慮

・国・都道府県及び市町村が行う国民の保護のための措置

・国は、警報の発令、避難措置の指示、救援の指示、大規模又は特殊な武力攻撃災害への対処などを行います。一方、都道府県は、避難の指示、避難住民等の救援、武力攻撃災害の防除又は拡大の防止などを行います。また、市町村は、警報の伝達、避難の誘導、武力攻撃災害に係る心急措置、消防などを行います。

国民の保護のための措置の実施体制

内閣に設置される武力攻撃事態

等対策本部では、国民の保護のための措置を総合的に推進します。また、対策本部の事務の一部を行う組織として、武力攻撃事態等現地対策本部を置くことができます。

閣議決定で指定を受けた地方公共団体は、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置します。都道府県対策本部長又は市町村対策本部長である地方公共団体の長は、国に対し、対処措置の実施の要請及び総合調整を行うことを要請できるほか、武力攻撃事態等対策本部長・内閣総理大臣、以下、対策本部長（以下）又は都道府県対策本部長に対し、必要な情報の提供を求めることができます。

都道府県知事は、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請することができます。また、市町村長は、都道府県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請することができます。この場合、防衛庁長官は、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければなりません。

国民の保護に関する基本指針「計画」「業務計画」の作成

国は、武力攻撃事態等に備え、あらかじめ国民の保護に関する基本指針を定めることとなっています。

この基本指針等に基づいて、指定

行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護に関する計画又は業務計画を作成します。都道府県知事又は市町村長は、国民の保護に関する計画を作成・変更するときは、関係機関の代表者等からなる協議会（都道府県国民保護協議会、市町村国民保護協議会）に諮問しなければなりません。

訓練の実施

指定行政機関の長などは、個別に又は共同して訓練を行うように努めなければなりません。その場合には、防災訓練との有機的な連携が図られるように配慮する必要があります。また、地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うに当たり、住民に対し訓練への参加について協力を要請することができます。

〔避難・救援等〕

武力攻撃事態等に際して、具体的に講じられることとなる個別の措置としては、大きく分けて、住民の避難に関する措置「避難住民等の救援に関する措置」「武力攻撃災害への対処に関する措置」「国民生活の安定に関する措置」等があります。

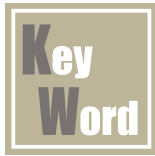
以下、その基本的な仕組みについて説明します。

避難に関する措置

武力攻撃事態等が迫った場合は、まず国が情報を収集・分析して、対策本部長が国民に警報を発令し、



平成15年10月30日・31日の2日間、鳥取県で「第1回国民保護フォーラム」が開催された。写真は、県・町の幹部や自衛隊が参加して行われた国民保護対策本部の展示訓練の様子



国民の保護に関する計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、指定行政機関、地方公共団体が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援に関する計画、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などが盛り込まれる。計画の作成に当たり、地方公共団体においては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県知事と指定行政機関の長は内閣総理大臣に、市町村長は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

国民の保護に関する業務計画

基本指針、都道府県の計画に基づいて、指定公共機関、指定地方公共機関が作成する計画。当該機関が実施する国民の保護のための措置の内容・実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などが盛り込まれる。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっている。

住民の避難が必要なときは、都道府県知事に避難措置を指示します。住民の避難に関する措置の流れは、次のとおりです。

対策本部長が警報を発令

対策本部長が避難元及び避難先の関係都道府県知事に避難措置を指示

都道府県知事が市町村長を通じて住民に避難を指示（避難先、避難経路等の避難の方法を明示）

避難実施要領に基づいて、市町村長が市町村の職員、消防を含む（を指揮して、避難住民を誘導。また、警察、自衛隊等に避難住民の誘導を要請

内閣総理大臣は、避難の指示、都道府県の区域を越える避難住民の受け入れ又は避難住民の誘導が適切に行われない場合は、是正措置を講じます。

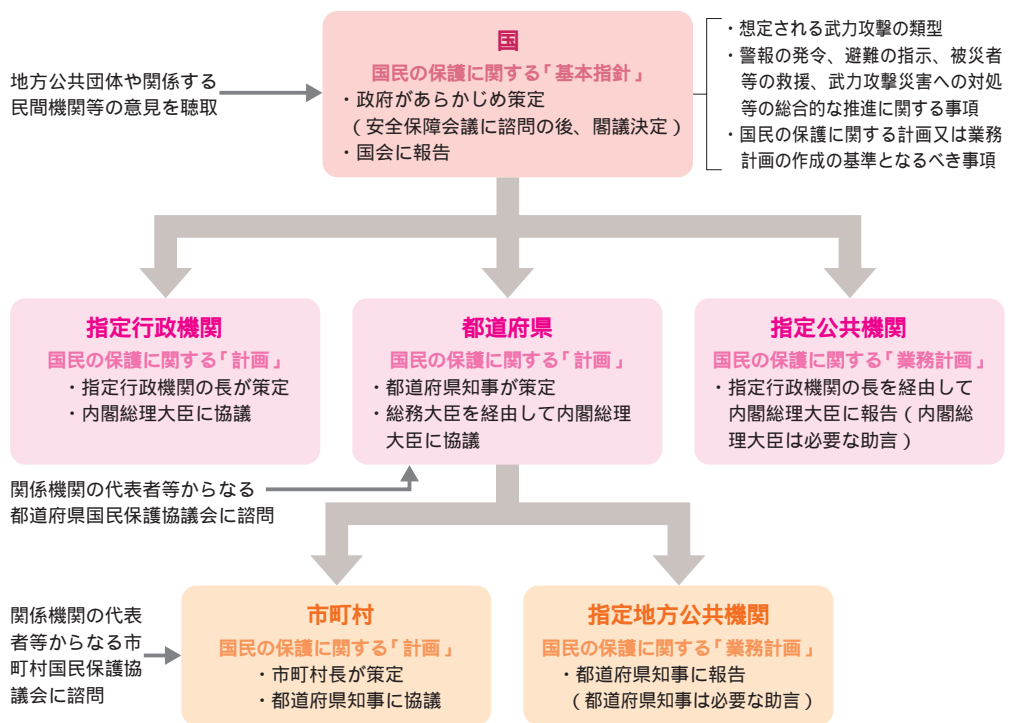
救援に関する措置

住民が避難した後の避難先における生活を支援するための活動も重要です。救援は、このような避難住民等に対する収容施設の供与、食品、生活必需品の給与等を行うものであり、都道府県や市町村により実施されます。

対策本部長が都道府県知事に救援を指示

救援の指示を受けた都道府県知事は、避難住民及び被災者の救援（収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与、医療

国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」等



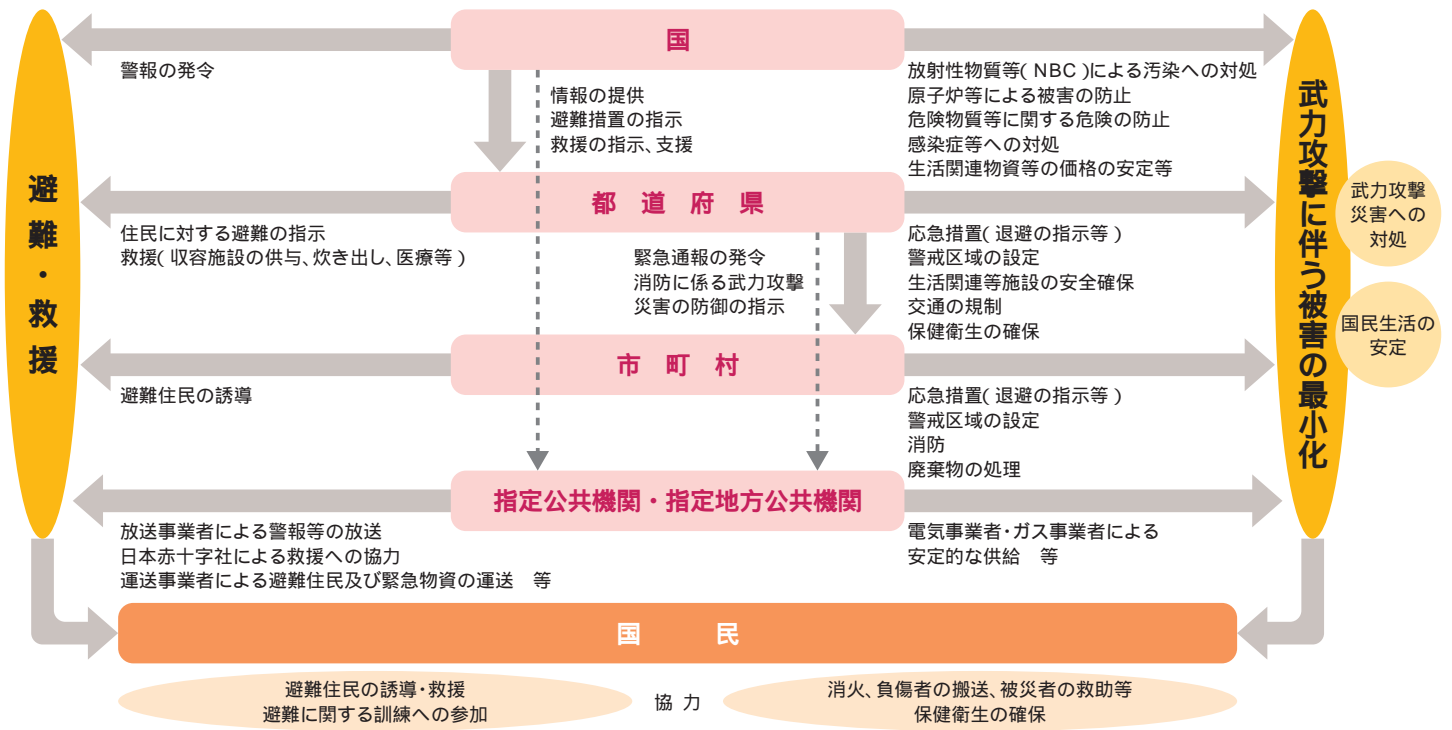
- ・想定される武力攻撃の種類
- ・警報の発令、避難の指示、被災者等の救援、武力攻撃災害への対処等の総合的な推進に関する事項
- ・国民の保護に関する計画又は業務計画の作成の基準となるべき事項

の提供等）を実施
内閣総理大臣は、救援が適切に行われない場合は、是正措置を講じます。

このほか、市町村長及び都道府県知事は、安否情報の収集・整理に努め、総務大臣及び地方公共団体の長は、安否の照会に応じ情報を提供しなければならぬことになって

武力攻撃災害への対処に関する措置

住民の避難・救援とともに欠かさないのが、武力攻撃災害による被害の最小化です。消火や被災者の救助などの活動、ダムや発電所などの施設の安全確保、危険物質などによる被害の防止、住民が危険な場所に入らないようするための警戒区域の設定などが行われます。



国は、武力攻撃災害を防除・軽減するため、自ら必要な措置を講じ、地方公共団体と協力して、武力攻撃災害への対処に関する措置を的確・迅速に実施します。地方公共団体も、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を実施します。

都道府県公安委員会等は、国民生活に関連を有する生活関連等施設の周辺の安全を確保するために、立入制限区域を指定することができます。また、内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じることができます。

原子力発電所などが武力攻撃を受けた場合は、放射性物質等の拡散をはじめ多大な被害が予想されます。そこで、原子力事業者等に対して、指定行政機関の長は、施設の使用の停止等を命ずることができるとしています。内閣総理大臣は、放射性物質等による汚染の拡大を防止するため、関係大臣を指揮し、汚染原因物質の撤去、汚染の除去のほか、被災者の避難及び救助その他必要な措置を講じさせます。

市町村長や都道府県知事等は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき等は、応急措置として、退避の指示、警戒区域の設定等を実施します。また、消防庁長官は、都道府県知事等に対し、

武力攻撃災害の防衛などに関して指示することができます。

このほか、感染症法、検疫法、予防接種法、墓地埋葬法及び廃棄物処理法の特例措置などが設けられています。

国民生活の安定に関する措置、復旧・備蓄その他の措置

国民生活を安定させるための措置として、国は、生活関連物資等の価格の安定等に努めるとともに、金銭債務の支払延期等を適切に実施します。また、生活基盤を確保するために、電気・ガス・水の安定的な供給、運送・通信・郵便等の確保のために必要な措置を実施します。

また、指定行政機関の長等により、避難・救援等に必要な物資及び資材の備蓄が行われます。都道府県知事は、避難・救援のために、あらかじめ避難施設を指定しておかなければなりません。

〔財政上の措置等〕

以上の住民の避難をはじめとする個別の措置が円滑に進められるために、「財政上の措置」や「罰則」についての規定を設けています。

財政上の措置

国又は地方公共団体はこの法律の規定による収用その他の処分を受けた者に対し、損失を補償するとともに、要請を受けて協力した者が、死亡・負傷等したときは、損害を補償しなければなりません。また、国は、総合調整又は内閣総

政策フラッシュ

理大臣の指示に従った結果、損失を受けた地方公共団体等の損失を補てんします。

地方公共団体が行う国民の保護のための措置に要する費用は、職員の人件費や行政事務の執行に要する費用などを除いて、原則として国が負担します。国と地方公共団体が共同して行う訓練に係る費用も、原則として国が負担します。

罰則

原子炉等による危険防止のための措置命令に従わなかった者、物資の保管命令に従わなかった者、交通規制、立入制限に従わなかった者などには、刑罰が科せられます。

緊急対処事態に対処するための措置

「緊急対処事態」とは、「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又はそのような行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態」のことです。具体的には、原子力発電施設の破壊、炭疽菌などを用いたテロ、航空機による自爆テロなどが想定されます。

「緊急対処事態」に関する規定については、政府原案においては、武力攻撃事態等と同様の国民の保護のための措置を講ずることができるように、当該事態認定等について、国民保護法案の中に位置づけていましたが、衆議院における修正により、

攻撃の鎮圧等の事態を終結させるための措置を含めた、緊急対処事態の対処方針」について、武力攻撃事態対処法」の中に、武力攻撃事態等の場合と並び新たに位置づけることも、当該対処方針について国会の事後承認とする旨の修正が加えられました。

避難、救援、武力攻撃災害への対処、財政上の措置等に関する規定は、原則として緊急対処事態及び緊急対処保護措置に準用されることとなります。

「国民保護法」とともに、次の法律が国会で可決・成立しました。これらの法律は、「国民保護法」と同様、「武力攻撃事態対処法」の基本的枠組みに基づいた個別法です。また、関係する条約の締結についても国会の承認が得られました。

〔法律〕

- 自衛隊や米軍の行動の円滑化
- 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
- 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
- 自衛隊法の一部を改正する法律
- 交通及び通信の総合的な調整等
- 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
- 捕虜の取扱い
- 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律

武力紛争時における非人道的行為の処罰

- 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律

〔条約〕

- 一九四九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 議定書

今後の取組

国民の保護に関する計画の策定に向けて

一九四九年八月十二日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 議定書

- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定

「国民保護法」は、公布の日から起算して三か月以内の政令で定める日から施行されることとなります。それまでの間において、所要の政令制定作業を行うとともに、指定公共機関の指定についても、関係機関の意見を聴きながら、「国民保護法」の施行に併せて行うこととしています。

政令においては、例えば、法第一百八条第一項に規定する、生活関連等施設の対象について、発電所、浄水施設等を定めること、法第一百四十八条第一項に規定する、避難施設の基準」として、避難、救援のために必要な規模等を定めること、法第六十八条第一項に規定する、住民避難等に要する費用のうち、国が負担するもの」について、具体的な経費の範囲等を定めること、

法第八十三条第一項に規定する「物資を収用する場合等の公用令書を交付するときの手続」等について定めていくことが想定されます。

また、今後、国においては、国民の保護に関する基本指針を定めることとなりますが、当該指針においては、

- 指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が国民の保護に関する計画及び業務計画を作成する際の基準となる事項
- 計画の作成や措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃の類型やこの類型に心じた情報の発令、避難の指示、被災者等の救援、武力攻撃災害への対処等の国が実施する措置の内容
- 地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互

首相官邸ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/houan/index.html>

「国民保護法」をはじめ、今回成立した有事関連七法の概要と法律の条文が掲載されている。また、「国民の保護のための法制Q&A」では、「国民保護法」についての質問に分かりやすく答えている。

関連サイト紹介

訓練を積み重ねて、法律の実効性を高める

青山 繁晴

独立総合研究所社長
兼 首席研究員



主権者である国民のために、自分たちの仕事を積極的に広げています。昨年、鳥取県、福井県、岐阜県などで「国民保護フォーラム」が開催されています。私自身、講師として参加しましたが、フォーラムの開催に当たっては、総務省消防庁等が開催地・テーマを押しつけるのではなく、やる気のある県にまず手を挙げてもらい、その県に対して協力するという形がとられています。そのため、県独自の特色あるテーマが取り上げられるのです。また、フォーラムでは、深く掘り下げた議論がなされるにもかかわらず、一般市民も無料で参加することができます。例えば福井県のフォーラムでは、原発に対する攻撃をタブー視することなく、リアルな前提の下に議論が行われています。これまでの原子力行政では考えられなかったことです。

このように法律ができ、フォーラムも開催されています。しかし、まだ有事に対応できる態勢づくりの“扉の鍵”が開けられただけです。扉の中に入り、より実効性のある有事態勢づくりを進めていくには、訓練が欠かせません。実際に避難行動をとってみて、問題点を洗い出し、解決方法を考えていく積み重ねが今後、求められます。その際、空襲を経験された方の話はとても参考になります。59年前の経験が今、生かされるのです。

有事では、法律で主として想定されているケース、すなわち警報が発令され、ミサイルが着弾する事態は稀だと思えます。毒ガスや生物兵器など、首謀者が特定できないテロがほとんどでしょう。テロで標的とされるのは警備が厳重な国家的施設だけではなく、レストランや映画館など人々が多く集まる無防備の場所です。9・11テロもそうでした。訓練では、警報が出されないテロのようなケースも想定してほしいのです。法律をより良いものにし、自分たちの法律にしていくためにも、訓練の積み重ねがとても大事です。

昨年の「武力攻撃事態対処法」などの有事関連三法に引き続いて、今回、「国民保護法」をはじめとする有事関連七法が国会で可決・成立しました。先の有事関連三法では盛り込みきれなかった重大テロへの対処について盛り込んだ点で、この「国民保護法」が生まれた意味は極めて大きいのです。

「国民保護法」の運用主体は、国よりむしろ市町村、住民、そして住民に最も身近な存在である消防などです。地方自治を確立するためには、税源移譲なども大切ですが、住民主体の意識を定着させることが欠かせません。国から地方公共団体・住民へと主体意識の变革をもたらす意味で、「国民保護法」は画期的な法律です。「国民保護法」は、これまでの行政の在り方を根本的に変える波及効果を持った法律でもあります。

法律の制定に当たり、国の姿勢が変わってきているのを感じます。中でも総務省消防庁は、役所の権益を拡大するためではなく、

の連携協力の確保に関する事項等について定めることとなります。

今後、速やかに作業に着手し、関係各省庁、地方公共団体、民間関係機関等各方面の意見を聴きながら、おおむね一年を目途に、できる限り速やかに策定していくこととします。

また、基本指針に基づき、都道府県や市町村においては、国民の保護に関する計画を作成することとなりますが、総務省消防庁では、地方公共団体の計画作成に資するよう、「国民保護モデル計画」を作成し、地方公共団体の計画作成が効果的に進められるように支援していくこととしています。

今回成立した有事関連七法によって、武力攻撃事態等への対処に関する措置を具体的に規定する法律が一通り整ったこととなります。武力攻撃事態等においては、自衛隊が敵の侵害を排除する一方、地方公共団体等が住民を安全な場所に避難させることで、被害を最小限にすることが求められます。「国民保護法」をはじめとする有事法制は、武力攻撃事態等に際して、国民の生命、身体及び財産を守るために制定された法律です。

(資料提供・内閣官房)

問い合わせ先

内閣官房副長官補

(安全保障・危機管理担当)付

電話 03-5253-2111(代)

政策
フラッシュ